

締約国に関する情報 T R	トルコ 一般情報	附属書 B 1 T R
国内官庁の名称	Turkish Patent and Trademark Office (Turkpatent) (トルコ特許商標庁 (Turkpatent))	
所在地及び郵便のあて名	Hipodrom Caddesi No.13, 06560 Yenimahalle, Ankara, Türkiye	
電話番号	(90-312) 303 10 00 (90-312) 303 11 82 (特許部)	
ファクシミリ装置	(90-312) 303 11 73 (90-312) 303 12 20 (特許部)	
電子メール インターネット	contact@turkpatent.gov.tr www.turkpatent.gov.tr	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか?	送付しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか? (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHLの配達サービスを条件とする。	
出願人に出願をWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)で利用可能とすることを許可する用意があるか?(PCT規則17.1(b)2)	出願人に電子形式で行われた国内出願をWIPO DASで利用可能とすることを許可する用意がある ¹	
トルコの国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令 ² は欧州特許庁(EPO)又はWIPO国際事務局への国際出願を制限するか?	出願人の選択により、トルコ特許商標庁(Turkpatent)、欧州特許庁(EPO)又はWIPO国際事務局(附属書C参照) 次の場合、出願は制限される： 居住者による出願 ³	
トルコが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	国内保護：トルコ特許商標庁(Turkpatent)(国内段階参照) 欧州特許：欧州特許庁(EPO)(国内段階参照)	

[次頁に続く]

1 2022年6月1日以降。詳細については次を参照されたい。
https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=12457

2 工業所有権保護に関する2016年12月22日の法律No. 6769, 第124条(9)。

3 トルコ居住者は、国際出願の主題が国家安全保障に重大な影響を及ぼすものである場合には、トルコ特許商標庁(Turkpatent)に直接出願しなければならない。

T R	ト ル コ (続き)	T R
トルコを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
取得可能な保護の種類	国内：特許，実用新案，追加特許 欧州：特許	
国際型調査に関するトルコの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	<p>国内特許を目的とする指定の場合：</p> <p>トルコを指定している国際特許出願は，出願人が提出した出願書類の翻訳文がトルコ特許商標庁 (Turkpatent) によって公開されるか，又は侵害者として訴えられている者に通知された日から，仮保護の利益を受ける (工業所有権保護に関する2016年12月22日の法律No. 6769，第97条(4)及び(5))</p> <p>欧州特許を目的とする指定の場合：</p> <p>トルコを指定している公開後の欧州特許出願は，出願人が提出した請求の範囲の翻訳文がトルコ特許商標庁 (Turkpatent) によって公開されるか，又は侵害者として訴えられている者に通知された日から，仮保護の利益を受ける (欧州特許の付与に関する条約 (EPC) 施行規則) (2008年5月22日の規則No. 26883，第8条によって改正)</p>	
トルコが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
国内保護について		
トルコが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報が願書に記載されていない場合にはPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あり (附属書L参照)	
欧州特許については，附属書B 2の欧州特許機構 (EP) を参照		